

証券業務／時価情報

Kirayaka Bank

公共債引受額

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期
国債	—	—
地方債・政府保証債	400	100
合計	400	100

公共債ディーリング実績

1. 商品有価証券売買高

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期
商品国債	32	2
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
合計	32	2

公共債及び証券投資信託窓販実績

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期
国債	97	14
地方債・政府保証債	—	—
合計	97	14
投資信託	3,297	3,052

2. 商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期
商品国債	0	0
商品地方債	2	0
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	2	0

有価証券関係

※貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	2019年3月31日	2020年3月31日
	当年度の損益に含まれた評価差額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	0	—

2. 満期保有目的の債券

[2019年3月31日・2020年3月31日] 該当ございません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	2019年3月31日			2020年3月31日		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—	—	—	—
関連会社株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	2019年3月31日	2020年3月31日
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	4,015	4,152
関連会社株式	0	0
合計	4,015	4,152

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

時価情報

Kirayaka Bank

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2019年3月31日			2020年3月31日		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,254	824	430	862	630	232
	債券	119,250	117,994	1,256	67,394	66,984	409
	国債	58,899	58,401	497	26,748	26,554	194
	地方債	10,657	10,564	93	7,384	7,365	18
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	49,693	49,028	664	33,262	33,065	196
	その他	26,747	26,285	462	29,544	27,179	2,364
小計	147,252	145,104	2,148	97,801	94,795	3,006	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,106	2,714	△ 608	1,203	1,582	△ 378
	債券	3,682	3,706	△ 24	22,364	22,573	△ 209
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	747	755	△ 7
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,682	3,706	△ 24	21,616	21,817	△ 201
	その他	65,416	68,194	△ 2,778	74,292	80,321	△ 6,029
小計	71,204	74,616	△ 3,411	97,860	104,477	△ 6,617	
合計	218,457	219,720	△ 1,263	195,662	199,272	△ 3,610	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	2019年3月31日		2020年3月31日	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
株式	1,616		1,573	
その他	332		406	
合計	1,948		1,979	

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 期中に売却した満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	2019年3月期			2020年3月期		
	売却原価	売却額	売却損益	売却原価	売却額	売却損益
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
その他	7,000	7,267	267	—	—	—
合計	7,000	7,267	267	—	—	—

(売却の理由) 2019年3月期

2019年3月期において、将来に亘る金利リスクの拡大を抑制するため、満期保有目的の債券を売却しております。

なお、2019年3月期において、当行が保有する満期保有目的の債券を全額売却しているため、これに伴う有価証券の保有目的の変更はありません。

6. 期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	2019年3月期			2020年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	6,101	870	818	896	76	216
債券	6,198	129	—	24,830	505	—
国債	—	—	—	17,807	304	—
地方債	2,963	25	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	3,235	103	—	7,023	201	—
その他	3,038	38	—	—	—	—
合計	15,337	1,037	818	25,726	582	216

7.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前事業年度における減損処理額は、211百万円（うち、株式211百万円、債券0百万円）であります。

当事業年度における減損処理額は、337百万円（うち、株式337百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

〔2019年3月期〕 該当ございません。

〔2020年3月期〕

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	2,982	△ 27

2. 満期保有目的の金銭の信託

〔2019年3月期・2020年3月期〕 該当ございません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

〔2019年3月期・2020年3月期〕 該当ございません。

時価情報／デリバティブ取引情報

Kirayaka Bank

その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2019年3月31日	2020年3月31日
評価差額	△ 1,263	△ 3,610
その他有価証券	△ 1,263	△ 3,609
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	372	1,138
その他有価証券評価差額金	△ 890	△ 2,470

デリバティブ取引の時価等に関する事項

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引 [2019年3月期・2020年3月期] 該当ございません。
- (2) 通貨関連取引 [2019年3月期・2020年3月期] 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 [2019年3月期・2020年3月期] 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 [2019年3月期・2020年3月期] 該当ございません。
- (5) 商品関連取引 [2019年3月期・2020年3月期] 該当ございません。
- (6) クレジットデリバティブ取引 [2019年3月期・2020年3月期] 該当ございません。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引 [2019年3月期・2020年3月期] 該当ございません。
- (2) 通貨関連取引 [2019年3月期・2020年3月期] 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 [2019年3月期・2020年3月期] 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 [2019年3月期・2020年3月期] 該当ございません。